医療型障害児入所施設

宮城県立拓桃園生活のしおり

入所日：　　年　　月　　日

地方独立行政法人宮城県立こども病院

医療型障害児入所施設　宮城県立拓桃園　療育支援部

（R7.4.22～）

目次

P２･･･　はじめに

P３･･･　親子入所について

P７･･･　単独入所について

P15･･･　補足①：携帯電話の持ち込みについて

（小学５～６年生、中学生）

P17･･･　補足②：学卒活動について（高校生の活動）

P18･･･　補足③：私物洗濯についてのご案内

P19･･･　補足④：他院等の受診について

P22･･･　補足⑤：施設内虐待の防止について

P23･･･　補足⑥：退所について

【はじめに】

宮城県立拓桃園は、昭和30年に開設された宮城県立拓桃医療療育センターが2016年に宮城県立こども病院と合併した時に、これまでの医療型障害児入所施設を新たに「宮城県立拓桃園」として、宮城県立こども病院の敷地内にて、こども病院と有機的な連携を期待され、再出発したものです。

拓桃の拓は「きり拓く」をあらわし、また「医の道を追求する」という意味も持ち合わせています。桃は「桃源郷」、すなわちパラダイスを示しています。手足の不自由なこどもの医療・療育を追求する場にふさわしい「拓桃」の園であってほしいという願いを込めて、開設当時の県知事宮城音五郎氏によって命名されました。(「宮城県拓桃医療療育センター・宮城県立拓桃養護学校開所開学50周年記念のしおり」より)

障害のあるお子さんとその御家族が、WHOの提唱するICF概念に基づく“健康な生活”を送れるような支援を提供できるよう邁進してまいります。

【拓桃園の入所形態】

拓桃館に2週間以上入院が見込まれる場合は（地方独立行政法人）宮城県立こども病院と契約を交わし、契約入所をすることになります。

親子入所

親子入所とは、保護者がお子様とともに拓桃園で生活し、各専門スタッフからリハビリテーションの方法や成長・発達が促される関わり方、子育てのポイントなどを学ぶ場です。

単独入所

単独入所とは、お子様が保護者の監護から離れ、単独で拓桃園で生活し、治療やリハビリテーションを受けることをいいます。ここでは集団生活を送る中で、いろいろな遊びや行事、教育を行い、そこで培われる一人ひとりの個性を豊かに伸ばし育て『自分で生活を切り拓いていく力(自律と自立の力)』を身につけることを目標にしています。保育、学校での勉強、治療、そして子ども同士の遊び、生活技術を身につける学習(生活指導)など、一日を精一杯に活動しながら成長していきます。

親子入所について

【親子入所に必要な手続き】

その①

児童相談所（仙台市はアーチル）の手続き、拓桃園に入所をするための面談があります。
主治医が作成した報告書や、住民票、課税証明書など面談の前に取りそろえる書類があるので児童相談所（仙台市はアーチル）に連絡しましょう。

＜管轄児童相談所等＞

① 仙台市発達相談支援センター（アーチル）：北部アーチル（青葉区・宮城野区・泉区）
南部アーチル（太白区・若林区）

② 宮城県中央児童相談所：多賀城市、塩釜市、名取市、岩沼市、白石市、角田市、富谷市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、亘理郡、宮城郡、黒川郡

③ 宮城県北部児童相談所：大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡

④ 宮城県東部児童相談所：石巻市、東松島市、登米市、牡鹿郡

⑤ 宮城県東部児童相談所気仙沼支所：気仙沼市、本吉郡

⑥ 県外の方は、お住まいの都道府県管轄児童相談所となります。

その②

こども病院の入院に必要な書類を準備します。記入した書類は入所日の指定された時間にこども病院本館 1F にある入退院センターの窓口へ提出しましょう。

その③

医療型障害児入所施設宮城県立拓桃園の契約書 2 部、重要事項説明書 2 部へ記入をします。記入した書類は入所日に担当の医療ソーシャルワーカーが病棟までとりにうかがいます。ビニール袋に入れておくと便利です。

その④

障害児福祉手当を受給されている場合は、入所後、市役所の担当窓口で手当の停止の手続きをします。また、退所時には再開手続きが必要となりますので、医療ソーシャルワーカーからご案内します。在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成を受給されている場合は、入所中は支給が制限されます。
※特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当は、親子入所中でも受給することができます。

その他

こども病院へ受診歴のない保護者の方が親子入所される場合、保護者のカルテを作成する必要があります。入所について医療ソーシャルワーカーが説明を行う際にご案内します。

【日課について】

リハビリテーションや保育を通して、保護者がお子様との関わり方について学んでいきます。余暇時間は他の保護者との情報交換やリハビリテーションや保育で行ったことを生活の中で振り返る時間となります。

親子入所１日の流れ（例）

月 日	氏　名	① 8：50 ～ 9：30	② 9：45 ～ 10：25	③ 10：40 ～ 11：20	④ 11：30 ～ 12：10	昼食	⑤ 13：10 ～ 13：50	⑥ 14：05 ～ 14：45	⑦ 15：00 ～ 15：40	⑧ 15：55 ～ 16：35
○/△ （月）	○○○		PT						ST	
	△△△		保育		ST					
	□□□				OT					PT
	☆☆☆			OT					保育	
	◇◇◇	OT			ST					保育
○/△ （火）	○○○				保育					OT
	△△△	PT							OT	
	□□□			保育				ST		
	☆☆☆		PT				ST			
	◇◇◇				PT					

【１週間の流れ】

	月	火	水	木	金	土	日
06:00	起床					外泊	外泊
07:30	朝食						
08:50		個別プログラム ・リハビリ（PT,OT,ST） ・個別保育					
12:00	昼食	集団プログラム ・生活リズムのお話 ・合同保育 ・パパママティータイム					
15:00	おやつ	お風呂（8:50～17:20）					
18:00	夕食				外泊		
20:00	就寝準備						
21:00	消灯						

【持ち物】

□母子手帳　□印鑑　□筆記用具　□保護者の上履き
□タオル　□バスタオル※入浴やリハビリで使用　□タオルケット
□衣類（普段着、下着、靴下、パジャマなど）
□オムツ・おしりふき　□BOX ティッシュ
□洗面用具一式（洗面器、歯磨きセット、シャンプー、ボディーソープ等）
□洗濯洗剤・柔軟剤
※洗濯は病棟に備え付けの洗濯機（無料）を利用できます。（洗濯機の利用は週 2～3 回程度）
□持参薬・お薬手帳（薬剤情報提供書）※1 週間分程度持参。
□A5 サイズのファイル（穴が 20 個あいている）※生活日誌を挟みます
□ご自宅で使用している食事用椅子（ハイローチェア等）
□普段使用しているスプーン、フォーク、ストローマグ、ベビーカー等

【入院生活のお願い】

○生もの、手作りの食べ物の持ち込みはできません。お子様への病院食以外の食べ物、飲み物が必要なときは、主治医と相談しますのでお知らせください。
○基本的に保護者がお風呂やオムツ交換など日常生活のお世話をして頂きます。お風呂は日中にお子様と一緒に入って頂きます。
○消灯後、食堂で過ごす際、他の患者様にご配慮いただき、お静かにお過ごし願います。
○リハビリテーションや保育中で分からないことは積極的に参加してどんどん質問しながら、日常生活に取り入れられるように臨みましょう。
○親子食堂に、電子レンジと電気ケトルが備え付けてあります。（共有となります。）ご自由にお使いください。
※入院のしおりに記載されてある電化製品の持ち込みは禁止となっております。

【服薬について】

○基本的に内服薬は保護者管理です。持参薬は内容確認のために、定期薬頓服薬含め一度全てお預かりします。冷所保存の内服薬は自室の冷蔵庫（テレビカード必要）で管理して頂きます。

【リハビリ・保育】

○リハビリや保育の時間は、保護者も動きやすい服装で参加しましょう。必要時、内容をメモするために筆記用具や床に敷くバスタオルがあると良いです。
○お子様と関わる保護者が見学することもできます。事前にリハビリスタッフや看護師へご相談願います。※感染症の流行状況により中止となる場合があります。

【生活日誌】

○生活日誌はその日の学んだことやお子様の様子、感想などを記入します。又、食事摂取量や排泄状況も記入します。

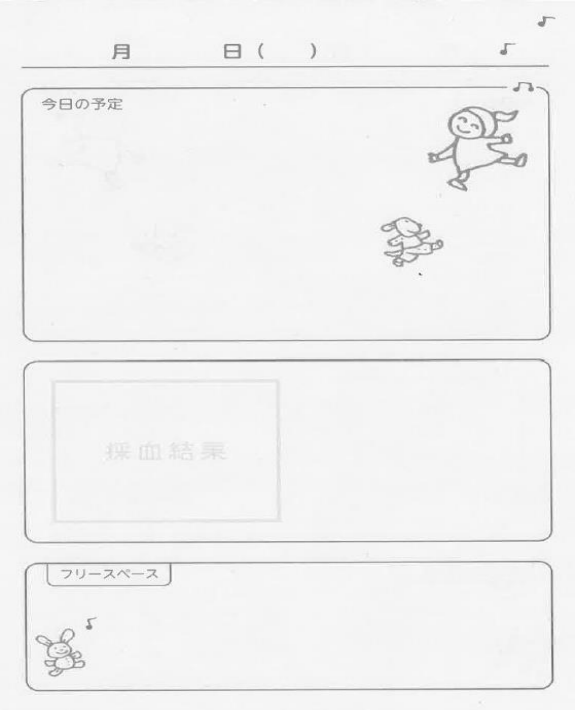

【外出・外泊】

○外泊は金曜日のリハビリ終了後から日曜日の 16 時まで認められています。

○外泊許可書は病棟にいるクラークから配布されます。期日までにご記入をお願いします。
外泊が急遽変更になった場合には、保護者の食事の提供や停止ができかねます。
あらかじめご了承願います。

※感染症の流行状況により中止となる場合があります。

単独入所について

【単独入所に必要な手続き】

その①

児童相談所（仙台市はアーチル）の手続き、拓桃園の入所をするために面談があります。
主治医が作成した報告書や、住民票、課税証明書など面談の前に取りそろえる書類があるので児童相談所（仙台市はアーチル）に連絡しましょう。
＜管轄児童相談所等＞

① 仙台市発達相談支援センター（アーチル）：北部アーチル（青葉区・宮城野区・泉区）
南部アーチル（太白区・若林区）

② 宮城県中央児童相談所：多賀城市、塩釜市、名取市、岩沼市、白石市、角田市、富谷市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、亘理郡、宮城郡、黒川郡

③ 宮城県北部児童相談所：大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡

④ 宮城県東部児童相談所：石巻市、東松島市、登米市、牡鹿郡

⑤ 宮城県東部児童相談所気仙沼支所：気仙沼市、本吉郡

⑥ 県外の方は、お住まいの都道府県管轄児童相談所となります。

その②

小学生～中学生であれば拓桃支援学校に転校をすることができます。転校に向けて在籍校から必要物品、必要書類を貰ってくる必要があります。特別支援学級、特別支援学校に在籍している方は入所予定期間を現在在籍する学校へ伝え、退所後の受け入れの可否を確認しましょう。

その③

こども病院の入院に必要な書類を準備します。記入した書類は入所日の指定された時間にこども病院本館 1F にある入退院センターの窓口へ提出しましょう。

その④

医療型障害児入所施設拓桃園の契約書 2 部、重要事項説明書 2 部へ記入をします。記入した書類は入所日に担当の医療ソーシャルワーカーが病棟までとりにうかがいます。

その⑤

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、児童扶養手当を受給されている場合は、入所後、お住まいの市役所等の担当窓口で、手当の停止・失効の手続きをします。加えて、2 ヶ月以上拓桃園に入所される場合、児童手当の受給権は保護者の方から施設へと移ります。この場合、入所日に入所されるお子様名義のゆうちょ銀行の通帳と印鑑をお持ちいただき、医療ソーシャルワーカーへお渡しください。
また、退所時には再開手続きが必要となりますので、医療ソーシャルワーカーからご案内させていただきます。在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成を受給されている場合は、入所中は支給が制限されます。

【持ち物】

※私物にはすべてご記名をお願いします。（例：拓３　みやぎ　たろう）

□母子手帳　□印鑑　□通帳　□筆記用具　□外靴※履き慣れているもので
□タオル・バスタオル※病棟から無料貸出あります。　□タオルケット
□衣類（普段着、下着、靴下、パジャマなど）　□パジャマ
□オムツ・おしりふき・BOX ティッシュ
□洗面用具一式（洗面器、歯磨きセット、シャンプー、ボディーソープ等）
　※持ち手のついたカゴに入れると便利です。
□持参薬・お薬手帳（薬剤情報提供書）※1 週間分程度持参。
□補装具（短下肢装具・車椅子・立位台・歩行器など）
□学習用具（ランドセル・筆記用具・教科書・ノート・その他学習に使用しているもの）
□おもちゃ等、音楽プレーヤー、携帯ゲーム機（Nintendo switch）は小学４年生以上から持ち込み可能です。
□携帯電話は中学生から持ち込み可能（P.15～16 補足①の内容をご確認ください）

【生活について】

(1)余暇活動について

一人一人の治療状況や発達段階に合わせた遊びや活動をとおして、情緒の安定を図り安心して楽しく快適な生活が送れるよう支援しています。四季を感じながら生活に彩りを与えられるよう、夏まつり・ハロウィン・クリスマス会・もちつきなどの行事も企画しています。

図書談話室
DVD や玩具類、様々な本が揃う憩いの場です。

たくとう広場
行事やイベントなどの楽しい催しをしています。

8月　夏祭り

10 月　ハロウィン

12 月　クリスマス会

(2)未就学児保育及び学卒活動（中学校卒業児童の活動）について

一人ひとりの障がいと発達段階をふまえながら、年間指導計画に基づいて未就学児の保育を行います。毎日の保育活動のほか、遠足や保育参観・懇談会などの行事をとおして、健やかな育ちを支援します。また、地域での生活を見据えて、就学までに見につけることが望ましい基本的生活習慣や社会性の獲得を目指します。

中学を卒業したお子様（高校生など）を対象に、個々に合わせた学習支援や社会見学等の自立支援につながる活動を行います。(P.17 補足②の内容をご確認ください)

スヌーズレンで癒やしの時間

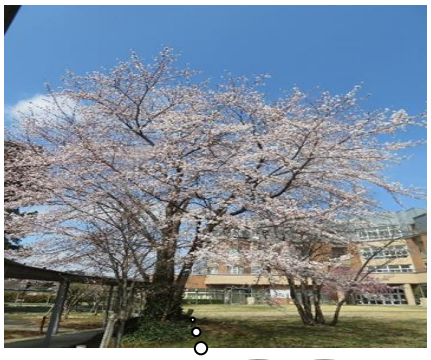

季節を感じながらお散歩

畑でおいしい野菜を育てます

(3)学校教育について

小学生、中学生は、宮城県立拓桃支援学校で教育を受けます。日中、病院の治療やリハビリがありますので、学年により登校の時間帯は異なります。

拓桃支援学校の教育目標は、『病気や障がいによる困難の改善に取り組み、夢や希望に向かって心豊かにたくましく生きる児童生徒を育てる』です。病院と緊密に連携を取り、一人一人の実態に応じた、きめ細やかな指導を行っています。治療上、登校が難しい児童生徒には、教師が病室に行って指導することもあります。

学校に関することは、「転入の手引き」を御覧ください。

(4)リハビリテーションについて

理学療法（PT)・作業療法（OT)・言語聴覚療法（ST）の３部門があります。お子様個々の状態に合わせ、必要な療法が医師から処方されます。リハビリは、個々の治療目標に合わせて進めていき、病棟や家庭などの日常生活でお子様の能力が最大限発揮できるように支援します。リハビリの時間枠は、学年や年齢によって、大体決まっています。

※リハビリの時は、動きやすい服装でお願いします。（伸縮性のあるスポーツウェアやズボンなど）術後や疾患によっては、工夫が必要な洋服の準備をお願いする場合があります。

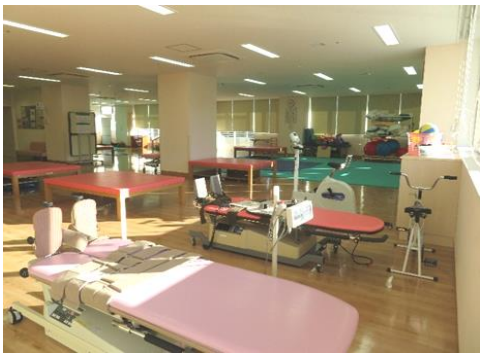

【生活のながれ】

【午前】

時　間	生活内容
6:30	起床
7:30	朝食
8:00	登校準備
8:30	登校
8:50 9:00	授業 リハビリ 治療・処置 検査 保育

【午後】

時　間	生活内容
12:20	昼食
13:00	授業 リハビリ 治療・処置・検査
15:00	おやつ・余暇活動
16:40	自習
17:10	低学年（小学1～3年生） 自習終了
17:30	中・高学年（小学４～６年生）、 中学生　自習終了
18:00	夕食
19:30	幼児・低学年　就床準備
20:00	幼児・低学年　就床
20:30	高学年・中学生　就床準備
21:00	高学年・中学生　就床

【入所生活のお願い】

(1)衣類について

・単独入所の場合は委託業者に洗濯を依頼することができます。2階の親子入所対象者の場合は、拓桃館2階は洗濯機（無料）を利用することができます。
委託業者による洗濯の場合、汚れが取りきれないことや、色移りやボタン等の破損等もあり得ます。予めご了承願います。

・着替えがなくて困ることのないように、点検し補充しておいてください。特に下着、靴下類は、最低でも7セットの準備をお願いいたします。
季節ごとの入れ替えをお願いしています。その際、再度名前の確認もお願いします。

・お子様の状況によっては、着脱が容易なものでリハビリしやすいように改良したものを用意していただくことがあります。看護師やリハビリスタッフと相談してください。

・洗濯を依頼する際は、P.18補足③の内容をご確認の上、ご利用ください。

(2)電話

・ご家庭からの電話は午前９時～就寝準備時間までとなっておりますが、お子様によってタイムスケジュールが異なりますので、病棟看護師にご確認ください。

・自分で管理できるお子様は、テレホンカードにより公衆電話を利用することができますが、就学前のお子様など自分で管理することが難しいと思われる場合は、テレホンカードを病棟で預かることもできます。病棟看護師とよくご相談ください。

・携帯電話の持ち込みについては、小学５年生以上となっております。持ち込む際は、申請書と誓約書の提出が必要であり、保育士の管理となります。規則を守って使用してください。高校生は、自分で管理しマナーを守り安全に使用してください。携帯電話の持込みにつきましては、P.15～16 補足①の内容をご確認の上、ご利用ください。

(3)補装具・自助具等の貸し出しについて

・治療の経過でお子様の状況に合わせて貸し出しをします。破損や事故のないよう安全で丁寧な使用をお願いいたします。

＊補装具：車椅子/座位保持装置/立位保持具/歩行補助具（歩行器、松葉杖、クラッチ）等

(4)理髪について

３階理髪室にて、事前予約制により利用することができます。拓桃館は月に１回（不定期)、料金は１回２、０００円です。利用希望の際は、看護師にお伝えください。

【面会について】

面会に際しては、次の点にご留意ください。

(1)面会時間等について（拓桃園）

区　分	保護者面会者 （２親等以内）	一般面会者
年齢制限	なし（ワクチン接種後のみ）	未就学児（６歳以下）は病棟に入れません。
面会時間	９：００～１９：００	１４：００～１９：００

※「２親等以内」とは、利用者本人の兄弟姉妹、両親、祖父母までです。

※麻疹・風疹・水痘（２回接種必要)、流行性耳下腺炎、BCG、四種混合（三種混合＋ポリオ）

(2)面会手続きについて

面会を希望される方は下記の窓口にお申し出下さい。

・平日８：３０～１７：００・・・本館１階総合案内

・時間外・祝休日…防災センター（本館及び拓桃館の入口は施錠されているため、本館入口にあるインターフォンを押して下さい。)

※総合案内で、感染症・予防接種歴の確認が出来ましたら、面会証をお渡しします。病棟に入る場合は、各病棟入口に設置してあるインターフォンでスタッフステーションにご連絡ください。

(3)諸注意

・家族面会者でも、未就学児（６歳以下）の面会は最小限にしてください。
・１５歳以下の面会者の方は、母子手帳による予防接種歴の確認が必要です。母子手帳を必ずご持参ください。母子手帳による確認ができない場合、面会証は発行できませんので、ご了承ください。
・一般面会者で、未就学児を連れて来られた方には、面会証は発行されませんので、病棟での面会はできません。
・予防接種を受けている場合でも、ワクチン接種後、２週間を経過しないと面会証は発行できませんのでご注意ください。
・水痘にかかったことのない１５歳以下の方は、水痘ワクチン２回接種が必要となります。
・入所中の利用者が感染症となっている場合は、兄弟姉妹の面会はお控えください。

(4)その他

・こども病院敷地内は全面禁煙となっています。
・自家用自動車の駐車は、拓桃支援学校地下駐車場をご利用ください。
・利用者の乗降に支障をきたしますので、本館及び拓桃館の正面玄関前には駐車しないようにしてください。通路も免震構造のため駐車できないところがあります。

【連絡ノートについて】

お子様の一週間の様子を連絡いたしますので、心配事・ご意見・ご希望・ご自宅での様子等を気軽に記入していただき、職員との交流にご活用ください。

【飲食物の持ち込みについて】

原則として、飲食物の持ち込みはご遠慮いただいています。

ただし、中学生以上のお子様で、夜の自主学習（20 時半から 22 時まで）を希望する場合には、夜食として持込むことが可能です。病棟看護師及び保育士にご相談ください。

【外泊・外出・付添いについて】

(1)外出・外泊について

・入院中の外出・外泊は主治医の許可が必要です。「外出・外泊許可書」に記入し、病棟看護師に提出してください。また、外出・外泊時は、外出・外泊許可書の原本を持ってお出かけください。

・外泊については、原則として、週末～日曜日午後３時までとなります。
※指定された日以外に外出・外泊が必要な場合は、あらかじめ、主治医にご相談ください。

(2)入所・入院の付添いについて

・入所・入院の保護者の付添いについては、主治医・看護師にご相談の上、「保護者付添い許可願」に記入し、お申し出ください。許可が得られた方には、緑色の「付添い証」を病棟でお渡しします。

・付添いの方は１名となります。なお、付添いの方の食事は提供しておりません。
付添いの方の寝具（敷布団・掛布団・枕・枕カバー）は有料で委託業者が貸出していますので、病棟看護師にお申し出ください。

・拓桃館３階に付き添い中の保護者様の衣類については洗濯することはできません。ご自宅へのお持ち帰りをお願いいたします。

【地域・保護者支援のための相談について】

拓桃館相談室では随時あらゆる相談に応じています。入所生活の中で困ったとき、退所した後の生活が心配なときや、いろいろな手当など福祉制度について知りたいときなどお気軽においでください。また、お子様（保護者）が地域で生活するために必要な支援も行います。お気軽に看護師や担当ソーシャルワーカーにご相談ください。退院前に地域の関係職員をまじえて話し合うこともできます。

【各受給者証の提示について】

「入所受給者証」及び「障害児入所医療受給者証」については、定期的に更新がございます。宮城県内にお住まいで委任状を児童相談所と交わしている場合は当院に受給者証が届きます。宮城県外に住所があり自宅に届いた際は、お早めに担当ソーシャルワーカーへご提示願います。

【教育相談】

学校教育にかかわる相談を受け付けています。就学先の選定や就学の手続きなど就学に関する相談、学習に関する相談、学校生活に関する相談、将来の生活を含めた進路相談など、様々な相談ができます。

〈申し込み方法〉

・幼児や一般入院の方は、学校の支援部に申し込んでください。

・在籍児童生徒の方は、担任または学部主事、教務部長に申し込んでください。

【診断書・証明書・その他の書類等について】

(1)診断書、その他の書類の発行を必要とする場合は、本館1階医事受付及び拓桃館1階医事受付にて手続きしてください。

(2)保険証や医療費助成に関する受給者証が変更になった場合及び保険証の記載内容に変更があったときは、ただちに本館1階医事受付に保険証をご提示ください。

(3)外泊・外出時に鉄道、地下鉄、バスを利用する方は、前もって『被救護者旅客運賃割引証』か『福祉児童運賃割引証明証』の申請をしていただくと、助成を受けられます。担当のソーシャルワーカーへお申し出ください。

【保護者が共に参加する行事】

夏まつりや未就学児の親子遠足等、保護者も参加してお子様と一緒に楽しめる行事を行い、四季を感じながら生活に潤いをもたせています。

【生活代表委員活動】

入所しているお子様全員を会員とした自治会活動です。拓桃生活代表委員を中心に、お子様が主体となって生活について検討します。月のつどいなどの行事を企画・運営し、「みんなで仲良く、楽しく、協力し合いながら、規律ある生活」を進めていくための活動を行っています。

【患者会】

入所しているお子様を対象に、治療内容に合わせた患者会の活動を行っています。自分の治療に関する理解を深めたり、悩みを仲間で共有したり、頑張りを認め合う機会をつくっています。

補足①：携帯電話の持ち込みについて（小学 5～6 年生以上）

<table>
<tr><td colspan="2">携帯を持込める人</td><td>小学5～6年生（自分で操作や管理ができる人に限ります）</td></tr>
<tr><td colspan="2">携帯を持込むときの手続き</td><td>下記用紙に必要事項を記入し、保育士に提出してください。
・携帯電話預かり申込書
・携帯電話使用誓約書（規則を守ることを約束する紙）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">使い方</td><td>使える機能</td><td>●電話とメール（LINE）のみ。
（ゲームや写真・動画撮影、インターネット検索や動画などの視聴はできません）</td></tr>
<tr><td>使える場所</td><td>●使える場所：3階学校渡り廊下前の廊下付近、たくとう広場、談話室
●土日や祝日は、食堂、たくとう広場（職員がいる時のみ）で部屋では使えません。</td></tr>
<tr><td>使える時間</td><td>●使用できる時間は次のとおりです。受取・返却は保育士・看護師が行います。
●受取時間に受け取りに来てください。
<table>
<tr><th>曜　日</th><th>使用時間</th><th>受取時間
場所</th><th>返却時間
場所</th></tr>
<tr><td>平日</td><td>18:30～20:30</td><td>18:30～18:50
図書談話室</td><td>20:25～20:30
学習室前</td></tr>
<tr><td>土・日・祝日</td><td>9:30～17:00</td><td>9:30～9:40
病棟内</td><td>16:55～17:00
病棟内または学習室前</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>充電について</td><td>●携帯使用時間内に、各自で行ってください。
●充電器は各自で保管してください。（自己管理が難しい場合は保育士にご相談ください）</td></tr>
<tr><td>保管について</td><td>●携帯電話を使用しない時は保育士が保管しています。
●携帯使用時は返却時間まで各自で管理してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">使う時の約束</td><td>・なくしたり壊れたりする原因にもつながるので、友だちと携帯の貸し借りをしたり、携帯の画面を見せたりしないようにして下さい。
・他人を中傷する内容のメールや、個人のプライバシーを脅かすような会話など、他の人が嫌な思いをするような使い方をしないでください。トラブルが発生した場合は、保護者に連絡した上で職員が携帯の内容を確認させて頂く場合もあります。
・使用する場所や時間をしっかり守ってください。
・携帯電話を使う時は、各自で故障や紛失などがないよう大切に使ってください。
・入院中のお友達との連絡先交換は、双方の保護者の了承を得た上で行ってください。
・直接会って話ができる友だちとは、携帯を使わない関わりをたくさんしましょう。
●以上のことを必ず守って使用してください。守れない場合には持込みを許可できない場合もあります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">保護者の方へお願い</td><td>・携帯を持ち込む際は、インターネット上で買い物や有害サイトなどに入れないようにフィルターをかけて制限をしてください。万が一高額な支払い請求などがあっても、病院側で責任は負えませんのでご了承ください。
・携帯電話の使い方について、お子さんと一緒に確認してから持ち込んでください。</td></tr>
</table>

補足①：携帯電話の持ち込みについて（中学生）

<table>
<tr><td colspan="2">携帯を持ち込める人</td><td>中学生（自分で操作や管理ができる人に限ります）</td></tr>
<tr><td colspan="2">携帯を持込むときの手続き</td><td>下記用紙に必要事項を記入し、保育士に提出してください。
・携帯電話預かり申込書
・携帯電話使用誓約書（規則を守ることを約束する紙）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">使い方</td><td>使えない機能</td><td>●動画や写真の撮影（個人情報保護のため）
※SNS への投稿はできません。</td></tr>
<tr><td>使える場所</td><td>・通話は、3階学校渡り廊下前の廊下付近及びたくとう広場に限ります。
・通話以外の機能は、談話室、床屋、たくとう広場、自室の個人スペースのみ（20:20～20:30 のみ食堂でも使用可能）となります。</td></tr>
<tr><td>使える時間</td><td>●使用できる時間は次のとおりです。受取・返却は保育士・看護師が行います。
<table>
<tr><th>曜　日</th><th>使用時間</th><th>受取時間
場所</th><th>返却時間
場所</th></tr>
<tr><td>平日</td><td>18:30～20:30</td><td>18:30～18:50
図書談話室</td><td>20:25～20:30
学習室前</td></tr>
<tr><td>土・日・祝</td><td>9:30～20:30</td><td>9:30～9:40
病棟内</td><td>20:25～20:30
病棟内または学習室前</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>充電について</td><td>●携帯使用時間内に、各自で行ってください。
●充電器は各自で保管してください。（自己管理が難しい場合は保育士にご相談ください）</td></tr>
<tr><td>保管について</td><td>●携帯電話を使用しない時は保育士が保管しています。
●携帯使用時は返却時間まで各自で管理してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">使う時の約束</td><td>・紛失や破損といったトラブルの原因にもつながるので、友達と携帯の貸し借りをしたり、携帯の画面を見せたりしないようにして下さい。
・部屋で使用する際は個人スペースのカーテンを閉める、イヤフォンを使用するなど、同室の友達に配慮をしてください。
・他人を中傷する内容のメールや、個人のプライバシーを脅かすような会話など、他の人が嫌な思いをするような使い方をしないでください。トラブルが発生した場合は、保護者に連絡した上で職員が携帯の内容を確認させて頂く場合も有ります。
・使用する場所や時間をしっかり守ってください。
・携帯電話を使う時は、各自で故障や紛失などがないよう大切に使ってください。
・直接会って話ができる友だちとは、携帯を使わない関わりをたくさんしましょう。
<u>**●以上のことを必ず守って使用してください。守れない場合には持込みを許可できない場合もあります。**</u></td></tr>
<tr><td colspan="2">保護者の方へお願い</td><td>・携帯を持ち込む際は、インターネット上で買い物や有害サイトなどに入れないようにフィルターをかけて制限をしてください。万が一高額な支払い請求などがあっても、病院側では一切の責任を負えませんのでご了承ください。
・使用できるギガ数や、使い方についてはお子さんと相談してください。</td></tr>
</table>

補足②：学卒活動について（高校生）

学卒活動について

【学卒活動とは】
　中学校を卒業した児童を対象に、個々人に合った課題に取り組み、メリハリのある入院生活を送ることを目的としています。高校在籍者には学習計画を立てる支援を行い、学習進度に遅れが出ないよう取り組んでいきます。

【日時】
火曜日～金曜日　８：50～10：20　※月曜日はお休みです。

【場所】
拓桃館３階　学習室　（活動内容によって場所は変わります。）

【活動内容】
学校の課題、自主勉強が中心となります。散歩などリフレッシュできる内容も行います。

【オンライン学習について】
　ネット環境を利用してオンライン学習に参加することが出来ます。
〈参加条件〉
　・参加するための機材の準備。
　　例）私物のタブレット、学校借用のタブレット、スマートフォン　等
　・自分でネット環境に繋ぐことができ、自分で操作が出来る。
　　（院内 wi-fi を利用することが出来ます。設定は本人または保護者が行ってください。）
　※実施方法等、学校へ連絡させていただくことがあります。
　※破損、故障については一切責任を負いかねますのでご了承ください。
　※参加時間は上記記載の学卒活動時間内で行えるようご協力をお願いします。
　※詳細は、入院後に保育士が確認させていただきます。

【その他】
・治療・訓練が優先となるので、お休みになる場合があります。

不明な点があれば、拓桃館保育士にご連絡ください。

補足③：私物洗濯についてのご案内

拓桃館へ入院される方は入院期間中、委託業者に洗濯を依頼することができます。
洗濯を依頼する際は、こちらの内容をご確認の上、ご利用ください。

洗濯に出す衣類については、必ず、油性ペン（マッキー、クリーニング用ペン）で「病棟名」、「氏名」を記入してください。（記入例：拓３F：たくとう　たろう ） ※ 水性ペンや色落ちしやすいペンは、移染の原因となります。	
洗濯に出せる衣類	下着（シャツ、パンツ）、靴下、トレーナー、ズボン、パジャマ、スタイ、足カバー等、ハンカチ、タオル
お預かりできるもの	水洗い可能なものに限ります。
お預かりできないもの	・ウールまたはウール混　・麻 ・シルク　・アセテイト ・カシミア　・毛（40%以上のもの） ・革製品 ・ドライ指定のもの及びタンブラー乾燥不可のもの ・被服にスパンコールや装飾品が付いているもの ・ポリ塩化ビニール素材のもの ・色落ち（移染）のおそれのあるもの（新品の衣類については、一度ご自宅で洗濯することをお勧めいたします。）
注意事項	保健所の指導により高温処理（殺菌処理）を行うため、衣類の素材によっては、破損・収縮・移染する場合があります。洗濯によって生じた破損・収縮・移染については保障いたしかねます。
集配サイクル	当日回収、翌日納品（日曜日を除く） ※ 土曜日回収分については、月曜日納品にとなります。 ※ 汚れ具合によって、可能な範囲でシミ抜き処理を行うことがあります。その場合、納品が数日遅れる可能性があります。（シミ抜き処理で落ちないこともあります。）
洗濯方法	（１）病棟ごとに衣類を回収 （２）洗濯は病棟毎に業務用洗濯機及び乾燥機を使用 （３）手畳みで仕上げ （アイロン、プレスなどの処理は行いません。）

補足④：他院等の受診について

入院中に他の医療機関の外来を受診する患者様へ

★必ず受診前に病棟看護師へご連絡下さい！

入院中に他の医療機関を受診した際の医療費（自費分は除く）は、患者様ご本人ではなく、こども病院と受診した医療機関（調剤薬局を含む）の間で精算が行われますので、受診先の医療機関ではお支払いをしないようにお願いします。また、受診前に必ずこども病院へご連絡をお願いします。

★対象者：主治医が他の医療機関での受診の必要を認めた入院中の患者

① 受診予定がある場合

受診する前日までに病棟の看護師へご連絡下さい。

受診先の医療機関にお渡しいただく用の文書をお渡しします。

②外泊中の急な体調不良で受診する場合

必ず受診をする前にこども病院へご連絡下さい。

受診先の窓口へ必ず「外出・外泊許可書」を提出して、

「こども病院に入院しているので、診療費の請求はこども病院に請求して下さい」とお伝え下さい。

後日、こども病院から受診先の医療機関へ請求依頼文書を郵送しますので、必ずこども病院へ受診した結果と受診した病院名・薬局名をご連絡下さい。

必ず受診前のご連絡をお願い致します！

※歯科の受診のみ通常通り患者様にお支払いいただきます。

○患者様へ
　こちらは医療機関向けの書類です。他院受診の際に、受診先の医療機関の窓口にてご提出ください。
○医療機関の方へ
　こちらの用紙と別紙の請求書をコピーしてご使用ください。

医事担当者　様

地方独立行政法人宮城県立こども病院　医事課

外来診療費の取り扱いについて（ご依頼）

貴院におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より当院の病院運営につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、患者様が当院の※1ＤＰＣ算定病棟に入院中となっておりますことから、貴院におきまして外来診療費が発生した分（自費分は除く）につきましては、別紙請求書により当法人宛に請求頂きますようお願い申し上げます。
また、請求書をお送り頂きます際には、請求内訳としてレセプトを添付頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

不明点等ございましたら、平日に下記連絡先までご確認願います。

※1

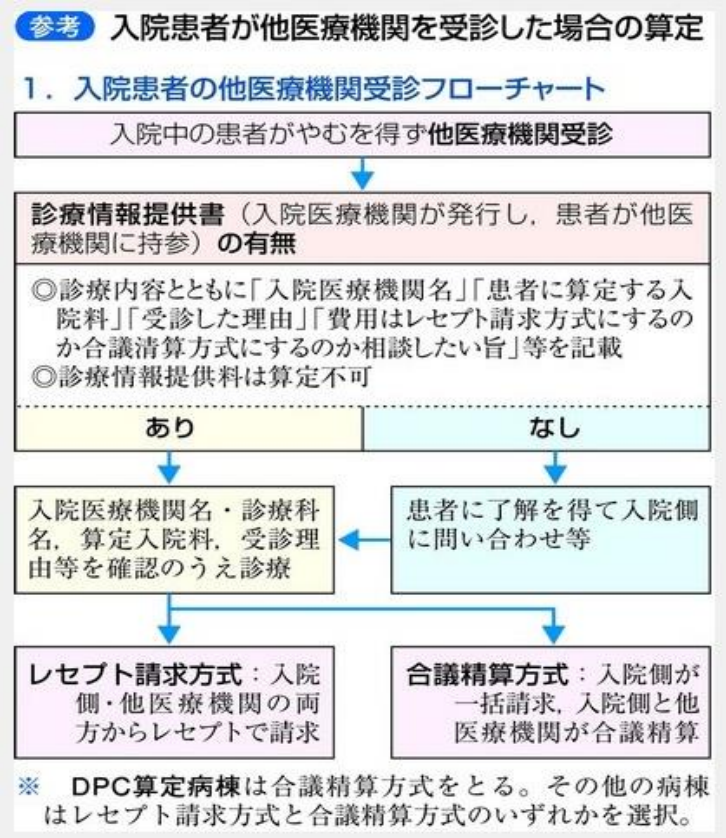

〒989-3126
仙台市青葉区落合４丁目３番 17 号
地方独立行政法人 宮城県立こども病院
TEL 022-391-5111　（入院確認）拓桃　階
（事務手続き）医事課

別紙

令和　　年　　月　　日

地方独立行政法人　宮城県立こども病院
理　事　長　　今泉　益栄　　殿

医療機関名
病 院　長　　㊞

請　求　書

貴院入院患者の外来診療費として下記のとおり請求致します。

患者氏名	患者生年月日	受診日	備考

記

金　　円

【 振込先金融機関 】

銀行支店名	銀行　　支店
預金種目	普通　・　当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

【インボイス制度】　いずれかに〇をつけてください。

適格請求書発行事業者として

1　登録している　→登録番号を下記にご記入ください

T													

2　登録していない

補足⑤：施設内虐待防止受付窓口設置

施設内虐待防止受付窓口設置

宮城県立拓桃園施設内虐待の防止のための基本指針により、宮城県立拓桃園では利用者からの虐待通報に適切に対応する体制を整えることとしました。

本事業所における虐待防止対応責任者、虐待防止担当者及び第三者委員を下記のとおり設置し、虐待の防止に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

虐待防止対応責任者	呉　繁夫	宮城県立拓桃園　園長
虐待防止担当者	佐藤　守	宮城県立拓桃園　医療ソーシャルワーカー 連絡先：022-391-5111
第三者委員	小湊　純一	宮城県社会福祉士会　副会長　小湊　純一 連絡先：

虐待防止の解決方法

１）虐待通報の受付

虐待の通報は、面接、電話、書面などにより虐待防止担当者が随時受け付けます。また、直接虐待通報を申し出ることもできます。

２）虐待防止受付の報告・確認

虐待防止担当者が受け付けた虐待通報を虐待防止対応責任者と第三者委員（虐待通報者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告いたします。第三者委員は、内容を確認し虐待通報者に対して、報告を受けた旨を通知します。

３）虐待防止解決のための対応

虐待防止対応責任者は、虐待通報者と誠意をもって対応し、解決に努めます。その際、虐待通報者、第三者委員との協議を行うことができます。方法は次により行います。

ア　第三者委員による虐待内容の確認

イ　第三者委員による解決案の調整、助言

ウ　協議の結果や改善事項等の確認

４）その他の連絡先

仙台市障害高齢課

宮城県立拓桃園の入所受給者証を発行した管轄の児童相談所または各アーチル

補足⑥：退所について

退所おめでとうございます

退所のご決定おめでとうございます。お子さんもご家族も，その日をとても心待ちにしていることと思います。退所にあたって，いくつかの手続きがありますのでお知らせいたします。

手当て関係は，退所日の翌日より申請手続きが可能です。同じ月の内に，退所と各市区町村の窓口での手続きを行うと，翌月からの認定になります。円滑な手続きのため，早めのご確認をお願いいたします。

退所前

■ 管轄児童相談所（仙台市は“アーチル”）へ退所日の連絡

退所日が決まり次第，管轄の児童相談所へご連絡ください。

管轄児童相談所：	
電　話　番　号：	

■ 入所時に支給停止となった各種手当の支給再開手続きの準備

- 退所が決まり次第，お早めに福祉事務所・市町村の担当窓口にご連絡ください。手続きに必要な書類の準備をお願い致します。

＊手続きが市町村によって違うことがありますので，手続きの流れ・手続きの期限をご確認ください。

＊診断書が必要な場合は早めにお取り寄せください。

1 特別児童扶養手当

- 診断書が必要な場合があります。
- 医師の診断書や意見書は時間がかかる場合がありますので，早めにご提出ください。
-

2 障害児福祉手当

- 「診断書」または医師の「意見書」が必要になります。（新規認定・再認定）
- 医師の診断書や意見書は時間がかかる場合がありますので，早めにご提出ください。

《医師の診断書や意見書が必要な場合》

市町村の担当窓口から必要な書類をお取り寄せください。書類は本館 1 階医事受付窓口または、拓桃館 1 階医事受付にある「診断書受付票」を記入の上、各館の医事窓口へお申し込みください。ご不明な点は医療ソーシャルワーカーにお伝えください。

（注）本館 1 階医事受付・拓桃館医事受付の受付時間は，平日 8:30～17:15 です。

3 児童扶養手当（一人親世帯）

- 退所予定が決まり次第，お早めに，市町村の児童扶養手当担当窓口に必要書類等をご確認ください。

4 児童手当（旧：子ども手当て）

- 市町村の児童手当担当の窓口に必要な手続きをご確認ください。
- 退所して，15 日以内の申請となります。（拓桃で退所日の記載を受けた障害児施設受給証を退所日の証明としてお見せください。）

5 地域の学校・幼稚園・保育所（園）へ連絡。手続きの準備

- 退所が決まり次第、転学・転入・登園などの準備をしましょう。地域の学校や保育所へ直接ご連絡ください。

6 在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成を受けていた方

- 退所後、再申請が必要となります。お早めに、市町村の担当窓口に必要書類等をご確認ください。

退所当日

■ 障害児施設受給証・障害児施設医療受給証

- 退所当日は必ずご持参ください。

■ 退所手続き

- 退所日に拓桃館 1 階相談室へお立ち寄り下さい。障害児施設受給証・障害児施設医療受給証の確認をさせていただきます。退所日が土日祝日になる場合は事前に医療ソーシャルワーカーへご相談ください。

退所後

■ 各種手当・助成の支給手続き

- 手当て・助成担当の窓口に必要な書類を提出し，支給開始の手続きを行います。

■ 受給者証の返納

- 手当て再開等の手続きが済んだ後，受給証を管轄の児童相談所（仙台市はアーチル）へ返納します。

ご不明な点がありましたら、お気軽に拓桃館・医療ソーシャルワーカーまでご連絡ください。

TEL022-391-5111　佐藤・伊藤